



山形県公報

令和8年1月27日(火)

号 外 (4)

目 次

選挙管理委員会関係

告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の住所及び氏名…………… 1
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者の住所及び氏名… 2
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者の住所及び氏名……同
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………同
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 3
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党的の政見放送の日時を定めるくじを
行う場所及び日時……………同
- 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序を定めるくじを
行う場所及び日時……………同
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………同

選 挙 長 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区における選挙長の事務を行う場所……………同
- 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区における選挙長の事務を行う場所…………… 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区における選挙長の事務を行う場所……………同

選 挙 分 会 長 告 示

- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所……………同

審 査 分 会 長 告 示

- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所…………… 5

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第4号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

令和8年1月27日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

山形県第1区

選 挙 長 山形県山形市
粕谷真生

選挙長の職務を
代理すべき者 山形県山形市
伊藤成克

山形県第2区

選 挙 長 山形県東置賜郡川西町

遠藤勝則
 選挙長の職務を
 代理すべき者
 山形県山形市
 三浦啓樹

山形県第3区
 選挙長
 山形県酒田市
 蘆田厚子

選挙長の職務を
 代理すべき者
 山形県山形市
 黒木幸治

山形県選挙管理委員会告示第5号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

令和8年1月27日

山形県選挙管理委員会
 委員長 粕谷真生

選挙分会長
 山形県山形市
 粕谷真生

選挙分会長の職務
 を代理すべき者
 山形県山形市
 伊藤成克

山形県選挙管理委員会告示第6号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

令和8年1月27日

山形県選挙管理委員会
 委員長 粕谷真生

審査分会長
 山形県新庄市
 青柳敦子

審査分会長の職務
 を代理すべき者
 山形県山形市
 三浦啓樹

山形県選挙管理委員会告示第7号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年1月27日

山形県選挙管理委員会
 委員長 粕谷真生

選挙区名	制限額
山形県第1区	23,512,000円
山形県第2区	23,535,400円
山形県第3区	23,137,000円

山形県選挙管理委員会告示第8号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、選挙公報の掲載の申込みのあった候補者について、選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和8年1月27日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員会
- 2 日時 令和8年1月27日 午後5時10分

山形県選挙管理委員会告示第9号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、政見放送の申込みのあった候補者届出政党について、政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和8年1月27日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員会
- 2 日時 令和8年1月27日 午後5時40分

山形県選挙管理委員会告示第10号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和8年1月27日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員会
- 2 日時 令和8年1月27日 午後6時10分

山形県選挙管理委員会告示第11号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和8年1月27日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員会
- 2 日時 令和8年1月28日 午後3時

選挙長告示**衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区告示第1号**

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区
選挙長 粕谷真生

	令和8年1月27日	令和8年1月28日以降
場 所	山形県庁講堂	山形県選挙管理委員会事務室
所 在 地	山形市松波二丁目8番1号	山形市松波二丁目8番1号

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区
選挙長 遠藤 勝則

	令和8年1月27日	令和8年1月28日以降
場 所	山形県庁講堂	山形県選挙管理委員会事務室
所 在 地	山形市松波二丁目8番1号	山形市松波二丁目8番1号

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区
選挙長 蘆田 厚子

	令和8年1月27日	令和8年1月28日以降
場 所	庄内総合支庁講堂	庄内総合支庁総務企画部総務課事務室
所 在 地	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和8年1月27日

衆議院比例代表選出議員選挙
山形県選挙分会長 粕谷 真生

場 所 山形県選挙管理委員会事務室
所在地 山形市松波二丁目8番1号

審査分会長告示

最高裁判所裁判官国民審査告示第1号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和8年1月27日

最高裁判所裁判官国民審査

山形県審査分会長 青 柳 敦 子

場 所 山形県選挙管理委員会事務室

所在地 山形市松波二丁目8番1号

令和8年1月27日印刷 発行所 山形県庁
令和8年1月27日発行 発行人 山形県